

住 宅 総 合

ガイドブック

マンション管理
どうすればいい？

住むところを
探しているのですが。

住宅改修を
考えているのですが。



令和8年3月発行

目次

I 公的住宅等の案内	1	IV マンション管理に関する支援	15
台東区高齢者住宅（シルバーピア）.....	1	マンション計画修繕調査費助成制度.....	15
都営住宅.....	2	マンション共用部分バリアフリー化支援助成制度.....	16
都民住宅.....	3	マンションよろず相談室.....	16
公社一般賃貸住宅.....	3	マンションセミナー.....	16
UR賃貸住宅.....	3	マンショングループ相談会.....	17
東京都優良民間賃貸住宅.....	4	マンション管理・修繕相談員派遣制度.....	17
サービス付き高齢者向け住宅.....	4	マンション理事長等連絡会.....	18
住宅確保要配慮者向け賃貸住宅 （セーフティネット住宅）.....	4	マンション管理組合登録制度.....	18
高齢（60歳以上）単身者向けの 公営住宅等応募資格について.....	5	マンション管理計画認定制度.....	18
II 住まいに関する支援	6	たいとうマンション通信（メールマガジン）.....	18
不燃化特区における建替え等助成制度.....	6	マンション耐震改修工事等助成制度.....	19
住まいの共同化と安心建替え支援制度.....	6	マンション耐震改修工事に伴う利子補給制度.....	19
北部地区防災性向上の推進事業.....	7	集合住宅防災資器材購入費助成制度.....	20
安全で安心して住める建築物等への助成制度.....	7	集合住宅防災ハンドブック.....	20
老朽建築物等の除却工事費用助成制度.....	8	共同住宅（マンション）向け 省エネコンサルタント派遣.....	20
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化助成制度.....	8	マンション省エネガイドブック.....	21
狭あい道路拡幅整備事業.....	9	東京都マンションポータルサイト.....	21
アスベスト対策費助成制度.....	9	分譲マンション総合相談窓口.....	21
住宅金融支援機構の融資等.....	9	V 環境に関する助成制度	22
III 子育て世帯・高齢者等への居住支援	10	住宅向け再生可能エネルギー機器等助成金制度.....	22
子育て世帯住宅リフォーム支援制度.....	10	高反射率塗料施工助成金制度.....	22
子育て世帯向け補助事業 （「子供を守る」住宅確保促進事業）.....	10	窓・外壁等の断熱改修助成金制度.....	22
高齢者等住み替え居住支援制度.....	11	東京都既存住宅省エネ改修促進事業.....	22
高齢者等家賃等債務保証制度.....	11	民間施設緑化推進助成制度.....	23
高齢者住宅改修給付.....	12	プランター等設置助成制度.....	23
高齢者家具転倒防止器具取付.....	12	VI 住まいに関するその他の制度等	24
介護（予防）住宅改修費支給.....	13	長期優良住宅認定制度.....	24
住宅設備改善費の給付（障害者向け）.....	13	低炭素建築物認定制度.....	24
生活福祉資金.....	14	東京都こどもすくすく住宅認定制度.....	24
不動産担保型生活資金.....	14	防災出前講座.....	24
住宅用火災警報器設置助成.....	14	感震ブレーカー設置費助成制度.....	24
あんしん居住制度.....	14	住居確保給付金.....	25
		マイホーム借上げ制度.....	26
		住宅性能表示制度.....	26
		安心R住宅.....	26
		VII 相談窓口一覧	27
		台東区の相談窓口.....	27
		その他の相談窓口.....	29

I 公的住宅等の案内

台東区高齢者住宅(シルバーピア)

問合せ 住宅課 Tel 03-5246-1213

高齢者に配慮した設備(緊急通報システム等)を備えた住宅です。入居者の安否確認や緊急時の対応、関係機関への連絡、生活相談等のためにワーデン(生活協力員)やLSA(生活援助員)が建物内に居住しているか、または派遣されています。

●申込資格

申込みできる方は、次のすべてにあてはまる方です。

(1) 台東区に引き続き3年以上居住していること。

(2) 現に住宅に困窮していること。次の①～③のいずれかに該当する方。

① 正当な事由による立退きの要求(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く)を受け、適当な立退き先がない。

② 保安上危険かつ衛生上有害な状態にある住宅に居住している。

③ 収入に比して著しく過重な家賃の支払いをしなければならない。

(3) 年齢が満65歳以上であること。

(4) 単身または2人世帯であること。

(5) 所得が定められた基準内(前年所得が単身で256万8千円以内、2人世帯で294万8千円以内)であること。

(6) 独立して日常生活を営むことができること。

(7) 申込者(同居者を含む)が暴力団員でないこと。

●募集について

入居者の募集は、通常年1回行っています。申込書(募集案内)は、募集期間中(土日祝を除く)に限り、区役所5階住宅課、1階戸籍住民サービス課、区民事務所・区民事務所分室及び地区センター、老人福祉センター、老人福祉館、地域包括支援センターで配布します。

●シルバーピア一覧 ※住宅の指定はできません。

名称	所在地	戸数	
		世帯	単身
きよかわ	清川1-18-5	1	23
したや	下谷3-14-3	3	20
今戸	今戸2-36-9		12
千束	千束3-14-1		19
みのわ	三ノ輪1-27-11	5	6
寿	寿3-4-4	3	17
入谷	入谷1-14-6		14
日本堤	日本堤1-1-10		20
西町	東上野2-23-8	1	10

名称	所在地	戸数	
		世帯	単身
三筋	三筋2-23-5		10
浅草	浅草3-26-5	1	15
蔵前	蔵前4-10-7		18
千和	千束3-18-18	4	20
かっぱ橋	西浅草2-24-4	3	2
金竜	入谷2-6-1		24
西浅草	西浅草2-25-8	4	1
東泉	三ノ輪1-28-18	9	18
橋場	橋場1-10-6	9	17

- ・ 使用料は居室面積、入居者の所得等によって決められます。
- ・ 各住宅とも台所、トイレ、ユニットバス、押入れ等が付いています。
- ・ 間取り及び面積は各住宅、居室により異なります。

都営住宅

問合せ 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター TEL 03-3498-8894
 テレホンサービス TEL 03-6418-5571



住宅にお困りの一定所得以下の方のために、東京都が低額な家賃で供給している住宅です。
 申込書及び募集案内は、募集期間中(土日祝を除く)に限り、区役所5階住宅課、1階戸籍住民サービス課、区民事務所・区民事務所分室及び地区センターで配布します。

●申込資格(概要) ※詳しくは募集案内をご覧ください。

家族向 (抽せん方式)	(1) 東京都内に居住していること (2) 同居親族がいること(パートナーシップ関係にある方を含む) (3) 所得が定められた基準内であること (4) 住宅に困っていること (5) 入居する方が暴力団員でないこと
家族向 (ポイント方式)	上記(1)～(5)に加え、申込者本人が東京都内に引き続き3年以上居住している、ひとり親世帯・高齢者世帯・心身障害者世帯・多子世帯等のいずれかであること
単身者向 (抽せん方式)	(1) 東京都内に引き続き3年以上居住している方で、配偶者がいないこと、単身で居住していること (2) 次のいずれかにあてはまること ① 60歳以上の方 ② 身体障害者手帳(1～4級)、愛の手帳(1～4度)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)のいずれかの交付を受けている方 ③ 配偶者等から暴力を受けた被害者で、一定の条件を満たす方 ④ 生活保護を受給している方 など (3) 所得が定められた基準内であること (4) 住宅に困っていること (5) 申込者が暴力団員でないこと

※家族向(ポイント方式)とは、抽せんによらず、住宅困窮度を判定し、使用予定者を決めるための募集です。住宅困窮度の高い方から順に、募集戸数分の世帯の書類審査の対象者としてします。さらに審査に合格した世帯を都営住宅の使用予定者として登録します。

●年間募集予定

(1)【家族向・単身者向】 年4回定期募集

募集期間	対象世帯
5月上旬・11月上旬	家族向・単身者向・定期使用住宅(若年夫婦・子育て世帯)
2月上旬・8月上旬	家族向(ポイント方式)・単身者向・シルバーピア

(2)【単身者向、若年夫婦・子育て世帯向、結婚予定者向など】 毎月募集(抽せん方式)

毎月中旬頃に募集します。オンラインでもお申込みできます。

(3)【家族向】 随時募集(先着順方式)

定期募集(年4回)および毎月募集で申込みのなかった住宅の一部で、住宅は随時追加します。入居資格審査が順調に進んだ場合、最短で申込みから3か月程度で入居できます。

(4)【山谷地域の簡易宿泊者等向】 山谷地域特別割当募集(抽せん方式)



公益財団法人東京都福祉保健財団 城北労働・福祉センターが、山谷地域の簡易宿所等に宿泊している方を対象に募集を行います。

詳しくは、同センター(Tel 03-3874-8089)へお問い合わせください。

都民住宅

東京都と国の補助により入居者の家賃負担を軽減した中堅所得者層を対象とするファミリー世帯向けの賃貸住宅です。住宅、世帯の所得金額により家賃補助が受けられる場合があります。

詳しくは各センターへお問い合わせください。

住宅の種類	問 合 せ	二次元コード
東京都施行型	JKK東京(東京都住宅供給公社) 都営住宅募集センター TEL 03-3498-8894	
指定法人管理型	JKK東京(東京都住宅供給公社) 公社住宅募集センター TEL 03-3409-2244(代)	



公社一般賃貸住宅

問合せ JKK東京公社住宅募集センター TEL 03-3409-2244(代)

JKK東京(東京都住宅供給公社)が管理・供給する賃貸住宅です。家賃補助はありません。
詳しくは、公社住宅募集センターへお問い合わせください。



UR賃貸住宅

問合せ UR八重洲営業センター TEL 03-3271-0611

UR都市機構(独立行政法人都市再生機構)が管理・供給する賃貸住宅です。

詳しくは、二次元コードよりホームページをご覧ください。UR営業センターへお問い合わせください。



東京都優良民間賃貸住宅

問合せ 東京都住宅政策本部 民間住宅部計画課 助成管理担当 TEL 03-5320-4952



ホームページ https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/minkan_jutaku/jutaku/bank

東京都が定めるバリアフリー等の一定の建設基準を満たす良質な民間賃貸住宅です。住宅の管理は、一般の民間賃貸住宅と同じく建物所有者（問合せ先は管理・仲介事業者）が行っています。物件情報等詳しくは東京都のホームページをご覧ください。

サービス付き高齢者向け住宅

問合せ 公益財団法人 東京都福祉保健財団 TEL 03-3344-8637



サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

<https://www.satsuki-jutaku.mlit.go.jp/index.php>

サービス付き高齢者向け住宅とは、安否確認や生活相談など、高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の賃貸住宅です。

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムでは、全国の都道府県等に登録されたサービス付き高齢者向け住宅の情報が公開されていますので、高齢者ご自身のニーズにあった住まいを探ることができます。

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅（セーフティネット住宅）

問合せ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 住宅セーフティネット担当
TEL 03-5989-1791

ホームページ https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/sumai/jyutakukakuho_seido

※東京都のセーフティネット住宅の愛称「東京ささエール住宅」

高齢者や子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度です。

●住宅をお探しの方

- 住まいにお困りの方でも入居できる住宅の情報を得ることができます。
- NPO等の居住支援法人や居住支援協議会により、住まい探しや入居後の生活の困りごと（生活相談、家賃債務保証等）へのサポートが受けられます。

右記二次元コードより、セーフティネット住宅情報提供システムをご利用ください。

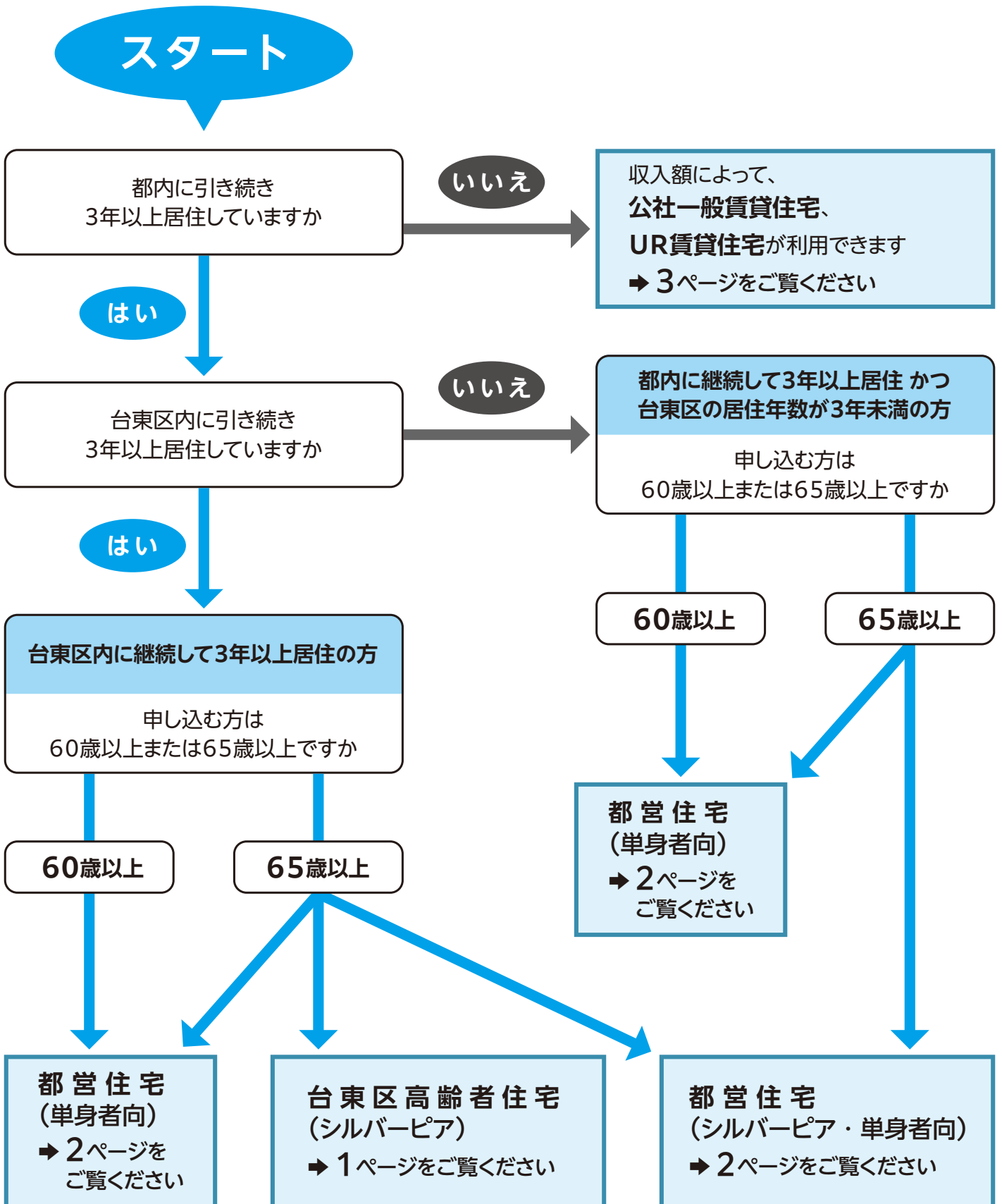
セーフティネット住宅情報提供システム <https://www.safetynet-jutaku.jp>



●貸主の方

- お持ちの賃貸住宅を登録し、高齢者等の住宅確保要配慮者に対し、広く情報を公開することで入居希望者とのマッチングが進み、空き家対策になることが期待できます。
- 一定の条件に該当する場合は、改修費などの補助や住宅金融支援機構の融資が受けられる場合があります。

高齢（60歳以上）単身者向けの公営住宅等応募資格について



※上記の条件のほか、都営住宅や台東区高齢者住宅の入居に関しては、収入額等の条件があります。応募資格等の詳細は、それぞれの住宅等の募集案内などを必ず確認してください。

Ⅱ 住まいに関する支援

不燃化特区における建替え等助成制度

問合せ 地域整備第三課 TEL 03-5246-1365



不燃化特区(谷中2・3・5丁目)内で、地震発生時における大規模な市街地火災や都市機能の低下を防ぐとともに、住環境の整備及び機能の向上を図るため、建築物の除却工事費等の一部を助成します。詳しくは二次元コードより、区ホームページをご覧ください。

【老朽建築物除却助成】

- **助成対象費** 除却工事及び除却後の敷地の整地工事に要する経費の一部
- **助成金額** 助成対象費または除却単価(別に定める額)に延べ面積を乗じた額のいずれか低い額
上限300万円(8年度からの上限額)

【戸建建替え・共同建替え助成】(老朽建築物除却助成と併用可能)

- **助成対象費** ①建築設計費及び工事監理費の一部
②建築工事費の一部(除却前の老朽建築物よりも耐火性能を向上させること)
- **助成金額** ①助成対象費または補助対象床面積に応じた別に定める額のいずれか低い額
上限150万円
②1階から3階までの床面積の合計に応じた別に定める額

住まいの共同化と安心建替え支援制度

問合せ 共同化・三世代住宅助成 住宅課 TEL 03-5246-9028
安心助成 地域整備第三課 TEL 03-5246-1365



市街地における住環境の整備及び機能の向上並びに災害に強いまちづくりの促進を図るため、建築物の建替え工事費等の一部を助成します。

詳しくは二次元コードより、区ホームページをご覧ください。

【共同化助成】

- **助成対象費** 権利の異なる複数の敷地で、複数の権利者が共同に建築する1棟の建設工事費の一部
- **助成金額** 建築延床面積×基準工事単価×基本設計料率×80%、
そのほか建築主の人数による加算及び仮住居費の加算

【三世代住宅助成】

- **助成対象費** 高齢者に配慮した三世代住宅の建設工事費の一部
- **助成金額** 120万円

【安心助成】

- **助成対象費** 準防火地域内(不燃化特区を除く)において、建築基準法の規定よりも耐火性能を向上させた耐火・準耐火建築物の建設工事費の一部
- **助成金額** 120万円または240万円(耐火性能の仕様により異なる)
※一定の条件を満たす場合は、耐震化推進加算として50万円

北部地区防災性向上の推進事業

問合せ 地域整備第二課 TEL 03-5246-1366



北部地区で、地震発生時における大規模な市街地火災による被害を防ぐとともに、住環境の整備及び機能の向上を図るため、建築物の建替え工事費の一部を助成し、地区のさらなる防災性の向上を推進します。

【不燃化建替え助成】

- 助成対象費 木造建築物を耐火建築物等または準耐火建築物等へ建替える際の工事費
- 助成金額 240万円
- 対象区域 東浅草2丁目、日本堤1・2丁目

安全で安心して住める建築物等への助成制度

問合せ 建築課 TEL 03-5246-1335

1. 耐震診断・補強設計・耐震改修工事助成

昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に建てられた建築物及び昭和56年6月1日から平成12年5月31日まで(新耐震基準)に建てられた木造住宅に対する耐震診断等の費用の一部を助成します。

【耐震診断助成】

区内の建築物や煙突等の工作物について、所有者または使用者が地震・台風等の自然災害に備えて自己の責任において安全を確認し、災害を未然に防止する目的で実施する耐震診断に対し助成します。(要事前申請)

- 助成金額 ①木造の住宅 診断費用の10/10、上限20万円
- ②木造以外の住宅 診断費用の1/2、上限50万円
- ③住宅以外の建築物、煙突等の工作物 診断費用の8/10、上限20万円

【補強設計助成(木造住宅のみ)】

区の助成を受けて耐震診断を実施した木造住宅(旧耐震基準・新耐震基準)について、改修工事設計案と改修工事費の概算見積書の作成に対し助成します。(要事前申請)

- 助成金額 補強設計にかかった費用の1/2、上限10万円

【耐震改修工事助成(住宅のみ)】

区の助成を受けて耐震診断を実施した住宅(木造の場合、区の助成を受けて補強設計を行ったものに限る)の耐震改修工事に対し助成します。(要事前申請)

- 助成金額 ①旧耐震基準
 - 重点地域内の住宅 耐震改修工事費用の2/3、上限200万円
 - その他の地域の住宅 耐震改修工事費用の1/2、上限150万円
- ②新耐震基準
 - 区内の木造住宅 耐震改修工事費用の1/2、上限100万円

2. ブロック塀等の改善工事助成

ブロック塀等の撤去・改善のため、工事費用の一部を助成します。(要事前申請)

- 対象工事** 区内にある道路に面した高さ1.2mを超えるブロック塀等で、安全性に支障があるものを撤去・改善する工事
- 助成金額** 工事費の1/2、上限15万円
※区から通学路沿道ブロック塀等適合性調査結果通知を受けた塀等は助成内容が異なる可能性があるため、別途お問い合わせください。

3. がけ・擁壁の改修工事助成

安全で安心して住めるまちづくりのため、がけ・擁壁の改修工事費用の一部を助成します。(要事前申請)

- 対象工事** 「がけ・擁壁個別実態調査」の対象となった、がけ・擁壁を撤去・改善する工事
- 助成金額** 工事費の3/10、上限100万円

4. 外壁等落下防止の改善工事助成

台風や地震など災害時に、建物の落下物等から歩行者を守るため、防止対策に要した費用の一部を助成します。(要事前申請)

- 対象工事** 区内にある建築物のうち、道路に面した3階以上の外壁等(外装材、窓ガラス、屋根ふき材、広告塔、水槽、煙突等)の部分で、落下の恐れがあるものを撤去・改善する工事
- 助成金額** 工事費の5/100、上限50万円

老朽建築物等の除却工事費用助成制度

問合せ 建築課 Tel 03-5246-1335

耐震診断の結果により倒壊の危険性が高いと判断された建築物で、当該建築物を除却する場合、除却工事費用の一部を助成します。(要事前申請)

●対象建築物

昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に建てられた建築物(不動産販売または不動産貸付、貸駐車場を業とする者が当該業のため除却する工事は除く)で、耐震診断の結果、木造の場合は評点0.7未満、非木造の場合は I_s 値0.3未満であること。

●助成金額

除却工事費の1/3、上限50万円

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化助成制度

問合せ 建築課 Tel 03-5246-1335

災害直後の避難や救助活動、緊急物資の輸送等に重要な役割を担う緊急輸送道路沿道の建築物や、多数の者が利用する建築物で一定の要件を満たす建築物について耐震診断、補強設計及び耐震改修工事等の費用の一部を助成します。(要事前申請)

狭あい道路拡幅整備事業

問合せ 建築課 TEL 03-5246-1337

敷地に接する道路の幅員が4m未満の場合、建築確認申請の30日前までに狭あい道路の事前協議が必要となります。区では、後退した用地の整備や助成制度を設け、狭あい道路の拡幅整備に取り組んでいます。

アスベスト対策費助成制度

問合せ 建築課 TEL 03-5246-1340

吹付け石綿等が露出している戸建住宅・共同住宅で、アスベスト調査及びアスベスト対策工事を行う場合に、その費用の一部を助成します。

住宅金融支援機構の融資等

問合せ 独立行政法人 住宅金融支援機構 TEL 0120-0860-35

各融資制度についての詳細は、右記二次元コードからホームページをご確認ください。
また、下記以外にも、融資制度がありますので、詳しくは、住宅金融支援機構のホームページ等をご覧ください。



▲住宅金融支援機構

●フラット35

民間金融機関と住宅金融支援機構が提携し、申込者または親族が居住するための新築住宅の建設・購入資金または中古住宅の購入に対し、最長35年の長期固定金利住宅ローンです。



▲フラット35

●リフォーム融資

①高齢者向け返済特例制度を利用する方(下記工事が対象)

- ・部分的バリアフリー工事
- ・ヒートショック対策工事
- ・耐震改修工事



▲リフォーム融資
(高齢者向け)

②高齢者向け返済特例制度を利用しない方(下記工事が対象)

- ・耐震改修工事



▲リフォーム融資
(高齢者以外)

●マンション共用部分リフォーム融資

マンション管理組合(法人格の有無は問いません)が行うマンション共用部分のリフォーム工事



▲マンション共用部分
リフォーム融資



Ⅲ 子育て世帯・高齢者等への居住支援

子育て世帯住宅リフォーム支援制度

問合せ 住宅課 Tel 03-5246-9028



安全に安心して子育てができる居住環境の整備を目的としたリフォーム工事を行う方に対し、リフォーム工事に要する費用の一部を助成します。

※工事着手前の申請が必要です。必ず工事着手前にご相談ください。

●対象者

高校生以下の子供を扶養し同居していること、

または出産前で母子健康手帳の交付を受けた方がいること など

※所得制限(申込者及び申込者と同居する方全員の前年(1月から6月に申請する場合は前々年)の総所得金額の合計が1200万円以下)等の条件があります。

●主な対象工事

間取り変更、またぎの低い浴槽への取替、遮音性・防音性が向上する床材、壁材の取替、対面式キッチンの設置、手すりの取付、段差の解消、滑りの防止のための床材の変更、進入防止フェンスの設置、コンセント位置の移動 など ※物品のみの購入は対象外です。

●助成金額

工事費(消費税を除く)の1/3、上限20万円(千円未満切り捨て)

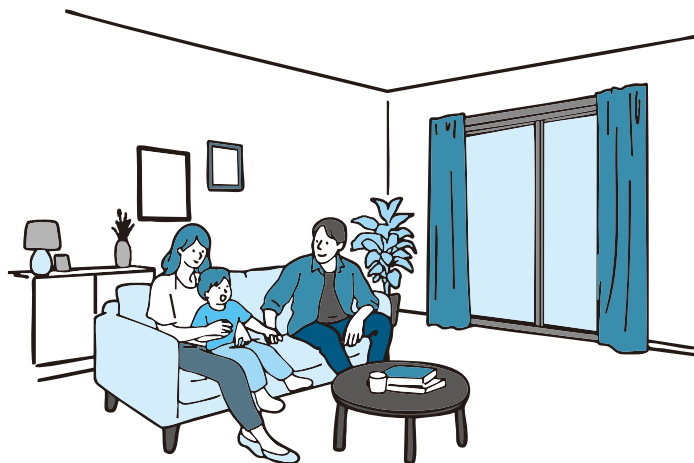
子育て世帯向け補助事業(「子供を守る」住宅確保促進事業)

問合せ 東京都住宅政策本部民間住宅部 安心居住推進課 子育て支援住宅担当
Tel 03-5320-5011・4907



マンションにお住まいの方などが子供の安全確保のための工事等を行う際に東京都の補助金が受けられるものです。申請にあたっては、東京都ホームページから条件等を確認のうえ、担当窓口にご相談ください。

※工事等契約・工事着手前の申請が必要です。



高齢者等住み替え居住支援制度

問合せ 住宅課 Tel 03-5246-1468



建物の取り壊しなど、自己の責任によらない理由により立ち退きを受け、区内の民間賃貸住宅から区内の別の民間賃貸住宅に転居した方に対して、支払った転居費用(礼金・仲介手数料・引越費用)を助成します。転居先の賃貸借契約締結前に申込みが必要です。

●対象者

高齢者、障害者、ひとり親世帯

●申込資格(次のすべてに該当すること)

- ①区内に引き続き1年以上住んでいる
- ②区内の民間賃貸住宅から区内の別の民間賃貸住宅に転居し、継続して居住する
- ③生活保護を受給していない
- ④前年の世帯の総所得の合計額が、単身世帯は256万8千円以下、2人以上世帯は、この額に世帯員が1人増えるごとに38万円を加算した額以下である
- ⑤世帯全員が住民税を滞納していない

●助成金額

転居費用として支払った礼金・仲介手数料・引越費用の合計、上限15万円(千円未満切り捨て)

※ただし、立ち退き料を受領した場合は、転居費用の実費から立ち退き料相当額を差し引いた額を助成します。

高齢者等家賃等債務保証制度

問合せ 住宅課 Tel 03-5246-1468



区内の民間賃貸住宅へ転居する際に、家賃の支払いを保証する保証会社を利用した場合に、支払った初回保証料の一部を助成します。

●対象者

高齢者、障害者、ひとり親世帯

●申込資格(次のすべてに該当すること)

- ①区内に引き続き1年以上住んでいる
- ②区内の民間賃貸住宅に転居し、継続して居住する
- ③緊急連絡先がある
- ④生活保護を受給していない
- ⑤前年の世帯の総所得の合計額が、単身世帯は256万8千円以下、2人以上世帯は、この額に世帯員が1人増えるごとに38万円を加算した額以下である
- ⑥世帯全員が住民税を滞納していない

●助成金額

保証会社に支払った初回保証料の1/2(千円未満の端数切り捨て)

●助成限度額

世帯区分	助成限度額
単身世帯	20,000円
2人世帯	30,000円
3人以上世帯	40,000円

高齢者住宅改修給付

問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1222



区内に住所を有する65歳以上の方で、在宅で生活していて、日常生活の動作に困難がある又は相当の時間を要し、区の調査の結果、改善のために住宅の改修が必要と認められる方に対して、住宅の改修に要する費用の一部を助成します。

助成を受けるには、工事着手前に申請が必要です。必ず工事着手前にご相談ください。

●利用者負担

原則として、1割の自己負担

【予防給付】

●対象者

介護保険の要介護認定結果が「非該当」の方のうち、区の調査の結果、住宅の改修が必要と認められる方

●対象工事^(※1)

手すりの取付、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床材変更、引き戸等への扉の取替、洋式便器等への便器の取替

→介護保険の要介護認定結果が「要支援」「要介護」の方は、同様の給付を介護保険課で実施しています(P.13参照)。介護保険課(TEL 03-5246-1249)へ相談してください。

【設備改修給付】

●対象者

区の調査の結果、住宅設備の改修又は新設の必要があると認められる方
(新設工事は、介護保険で要介護2以上など一定の要件に該当する方)

●対象工事^(※1)

浴槽の取替・新設、流し台又は洗面台の取替・新設、便器の洋式化・洋式便器の新設、階段昇降機の新設、1階床の新設

※1 対象工事ごとに要件・限度額があります。

高齢者家具転倒防止器具取付

問合せ 高齢福祉課 TEL 03-5246-1222



高齢者が暮らしている世帯に対して、家具等に転倒防止器具を3点まで無料で取り付けます。

※1世帯1回限りとなります。

●対象世帯

区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方

①65歳以上の高齢者のみの世帯

②65歳以上の高齢者が在宅で生活し、世帯全員の住民税が非課税である世帯

●利用者負担

自己負担なし

介護(予防)住宅改修費支給

問合せ 介護保険課 TEL 03-5246-1249



要介護・要支援認定を受けた方が、転倒予防や介護負担軽減のため、手すりの取付け等の住宅改修をするときにその費用の一部を助成します。

※工事着手前の申請が必要です。必ず工事着手前にご相談ください。

●対象者

区内に住所を有し要介護・要支援認定を受け、住宅の改修が必要と認められる方
(住民登録地の住宅改修のみ対象となります)

●対象工事

手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床材変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え等の改修

※助成には要件・限度額があります(確認のため、区から調査にうかがう場合があります)。

⇒介護保険での認定結果が「非該当」の方は、同様の給付を高齢福祉課で実施しています(P12 参照)。高齢福祉課(Tel 03-5246-1222)へ相談してください。

住宅設備改善費の給付(障害者向け)

問合せ 障害福祉課 TEL 03-5246-1201・1202

在宅の障害者(児)が日常生活を容易に送れるよう、浴室・便所・玄関・台所・居室の設備改善費の給付を行います。なお、給付にあたり、障害程度・年齢その他の要件があるほか、世帯全員の所得に応じて自己負担があります。

※工事着手前の申請が必要です。必ず工事着手前にご相談ください。

●対象種目

種 目	障 害 程 度	年 齢
小規模改修	①下肢または体幹1級・2級・3級 ②補装具として車いすの交付を受けている内部障害者 ※特殊便器への取替えは上肢1・2級	6歳以上 65歳未満
中規模改修	①下肢または体幹1級・2級 ②補装具として車いすの交付を受けている内部障害者	6歳以上 65歳未満
屋内移動設備	①上肢、下肢または体幹1級 ②補装具として車いすの交付を受けている内部障害者	6歳以上

生活福祉資金

問合せ 台東区社会福祉協議会 TEL 03-5828-7547

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を目的に、資金の貸付と相談支援を行います。収入基準など貸付要件があります。

【住居移転のための費用】

引越しや賃貸契約の更新に伴う費用を貸し付けします。上限50万円

【住宅の改修・設備に要する費用】

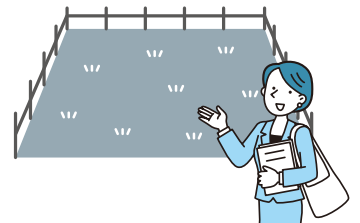
住宅の改修・補修・整備に係る経費を貸し付けします。上限250万円

不動産担保型生活資金

問合せ 台東区社会福祉協議会 TEL 03-5828-7547

将来にわたり自宅での生活を希望する所得の少ない高齢者世帯に対し、その不動産(土地・建物)を担保に生活資金を貸し付けします。

- **対象世帯**
 - ① 借入申込者が単独で所有している不動産に居住している世帯
 - ② 世帯の構成員が原則として65歳以上 など
- **対象不動産(土地・建物)**
 - ① 賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていない
 - ② 土地の評価額が概ね1,500万円以上の一戸建て住宅(集合住宅は不可)
- **貸付内容** 貸付月額が30万円以内(原則として3カ月ごとに交付) など
※その他に貸付要件があります。



住宅用火災警報器設置助成

問合せ 台東区社会福祉協議会 TEL 03-5828-7541

住宅用火災警報器(煙式)の設置費用を助成します。(1世帯1台)

- **対象世帯** 区内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯
 - ① 65歳以上の高齢者のみの世帯
 - ② 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者がいる世帯
 ※有効に作動する火災報知器が設置されている世帯や公営住宅など、一部対象外となる世帯があります。詳しくはお問い合わせください。
- **利用者負担** 1,000円(税込)



あんしん居住制度

問合せ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター あんしん居住制度担当
TEL 03-5989-1784

ホームページ <https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/sumai/anshin/>



あんしん居住制度とは、高齢者等が、住み慣れた住宅、住み慣れた地域で、安心して住み続けられるよう、「見守りサービス」、「葬儀の実施」、「残存家財の片付け」のサービスを行う制度です。

Ⅳ マンション管理に関する支援

マンション計画修繕調査費助成制度

問合せ 住宅課 Tel 03-5246-9028



区内のマンションが、大規模修繕の計画的な実施や長期修繕計画を作成するために、共用部分の建物(配線等電気関係を含む)及び設備(給排水)の調査を実施する際、調査費の一部を助成します。調査前の申請が必要です。

●対象費

共用部分の建物調査費(電気関係を含む)及び給排水調査費

●対象者

- 分譲マンションの管理組合
- 賃貸マンションを所有する個人または法人(社宅、寮及び公的住宅は除く)

●助成金額

下記の①・②または助成限度額のいずれか少ない額

①助成金額 = 調査費(消費税を除く) × 住宅専用面積 / (住宅以外の専用面積 + 住宅専用面積) × 1/3

②助成金額 = 調査費(消費税を除く) × 住戸数 / 全戸数 × 1/3

※助成限度額

調査項目	住宅戸数	助成限度額
建物調査	50戸以下	30万円
	51戸~100戸	44万円
	101戸以上	67万円
給排水調査	100戸以下	19万円
	101戸以上	29万円



マンション共用部分バリアフリー化支援助成制度

問合せ 住宅課 Tel 03-5246-9028



区内のマンションの共用部分のバリアフリー化工事を行う場合に費用の一部を助成します。延べ面積の1/2以上が居住用のマンションが対象です。工事着手前の図面確認・申請が必要です。

●対象工事

マンションの共用部分、または敷地内における下記のバリアフリー化工事

- ①段差の解消(スロープの設置)
- ②手すりの取付(廊下・階段・エレベーター内等)

※工事は「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に準じる内容となること

●対象者

- 分譲マンションの管理組合
- 賃貸マンションを所有する個人(社宅、寮及び公的住宅は除く)

●助成金額

バリアフリー化工事に要した費用(消費税を除く)の1/3以内、上限50万円

マンションよろず相談室

問合せ 住宅課 Tel 03-5246-9028



マンションの日常生活におけるトラブル・管理・維持・修繕についての相談に、弁護士または一級建築士が対応します。(年6回開催)

●対象者

分譲マンションまたは賃貸マンションの所有者

●定員

各回 弁護士3組・一級建築士3組(先着順・1組あたり45分程度)

●申込方法

住宅課窓口・電話による事前予約制

※詳細は、開催日の概ね1か月前に「広報たいとう」や区ホームページでお知らせします。

マンションセミナー

問合せ 住宅課 Tel 03-5246-9028



マンションの運営に必要な情報等を動画形式で情報提供します。
(年1回配信・原則3年間公開)

●対象者

分譲マンションまたは賃貸マンションの所有者

●視聴方法

台東区のYoutubeチャンネルにて配信。

区ホームページに動画へのリンクを貼っていますので、そちらからご覧ください。

(上記の二次元コードからアクセスできます)

マンショングループ相談会

問合せ 住宅課 Tel 03-5246-9028



A～Cのテーマ別のグループに分かれて相談員に相談し、参加者同士お互いの相談を参考にしたり、意見交換を行います。(年1回開催)

●対象者

分譲マンションの所有者

●テーマ別グループ

	主な内容	相談員
A	マンションの日常生活上のトラブル	弁護士
B	管理組合運営・管理業務(総会、理事会、管理会社との関係)	マンション管理士
C	日常の維持管理、大規模修繕、劣化診断(建物調査)	一級建築士

●申込方法

住宅課窓口・電話・ホームページの入力フォームによる事前申込制

※詳細は、開催日の概ね1か月前に「広報たいとう」や区ホームページでお知らせします。

マンション管理・修繕相談員派遣制度

問合せ 住宅課 Tel 03-5246-9028



マンションの日常の維持管理や修繕に関して、専門的知識を有する相談員(1回につき弁護士、マンション管理士、一級建築士のうち、いずれか1人)をマンションの管理組合等(勉強会等)に派遣します。ご利用される3週間前までに区に申請してください。

●対象者

分譲マンションの管理組合または賃貸マンションを所有する個人

●相談内容

- 管理組合の運営に関すること(総会、理事会、管理規約等)
- 日常生活のトラブルに関すること(騒音、生活マナー等)
- 財務・会計に関すること(修繕積立金、管理費、滞納等) など

●派遣回数・費用

同一マンションにつき年4回(各回2時間)まで無料

※資料代や会場代等をご負担ください。



マンション理事長等連絡会

問合せ 住宅課 Tel 03-5246-9028



区内の分譲マンションの管理組合間の情報交換や交流をはじめ、区等が実施する住宅関連施策の情報提供を行うことにより、マンションの適切な維持管理や日常生活上のトラブル、管理組合運営等に関して支援を行います。(年1回開催)

●対象者

分譲マンションの管理組合の理事長等

※参加希望の場合は、マンション管理組合理事長の事前登録が必要です。

※詳細は、開催日の概ね1か月前に「広報たいとう」や区ホームページでお知らせします。

マンション管理組合登録制度

問合せ 住宅課 Tel 03-5246-9028



区内の分譲マンションの基礎的データや管理状況等の情報を区に登録していただき、マンションの適切な維持管理や改修、建替え等に関する情報提供を行います。また、一部の助成制度では、本制度に登録されていることが要件となります。

登録には「マンション管理組合登録届出書」の提出が必要です。詳しくは区ホームページをご覧ください。

マンション管理計画認定制度

問合せ 住宅課 Tel 03-5246-9028



マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして区が認定を行います。認定を取得することで、マンションの市場評価の向上、管理の適正化の推進等の効果が見込まれます。詳しくは区ホームページをご覧ください。

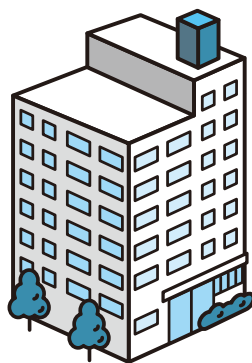
たいとうマンション通信(メールマガジン)

問合せ 住宅課 Tel 03-5246-9028



マンションセミナーや相談会の開催案内、区のマンション施策等を発信するとともに、マンション管理に役立つ情報を広く提供します。

区ホームページからご登録ください。



マンション耐震改修工事等助成制度

問合せ 住宅課 Tel 03-5246-9028



区内のマンションが、耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計及び耐震改修工事を実施する場合に、費用の一部を助成します。

●対象マンション(以下すべてに該当すること)

- 非木造の耐火または準耐火建築物で、住戸面積の合計が延べ面積の1/2を超える
- 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている など

●対象者

- 分譲マンションの管理組合または管理組合法人(耐震アドバイザー派遣を除き、耐震改修工事等実施について、総会決議により承認を得ていること)
- 賃貸マンションの所有者である個人または中小企業者

●助成金額

①耐震アドバイザー派遣

1回の派遣につき、2万円を限度とする。(同一マンションにつき5回まで)

②耐震診断、補強設計、耐震改修工事

助成対象費用の1/2(助成対象費用及び助成金額は面積に応じて限度額あり)

マンション耐震改修工事に伴う利子補給制度

問合せ 住宅課 Tel 03-5246-9028



区内の旧耐震マンションの耐震改修を促進するために、耐震改修工事に要する費用の融資を受ける場合、利子の一部を補給します。

※区が直接融資するものではありません。融資の可否は、取扱金融機関が審査の上決定しますので、融資を受けられないことがあります。

●対象マンション(以下すべてに該当すること)

- 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた分譲または賃貸のマンション
- 非木造の準耐火建築物である分譲マンション、あるいは非木造の耐火または準耐火建築物である賃貸マンション
- マンション耐震改修工事等助成制度の耐震改修工事助成を受けている
- 独立行政法人住宅金融支援機構のリフォーム融資を利用する など

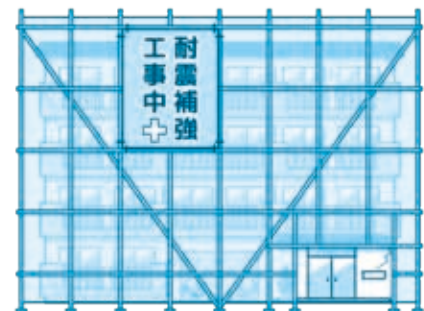
●対象者

- 分譲マンションの管理組合または管理組合法人
- 賃貸マンションの所有者である個人または中小企業者

●利子補給

最大利子補給率：1.0%、利子補給期間：7年、

対象融資限度額：5千万円



集合住宅防災資器材購入費助成制度

問合せ 危機・災害対策課 TEL 03-5246-1093



集合住宅を含めた地域全体の一体的な災害対応力をより一層向上させるため、集合住宅の管理組合等が自主的に購入する防災資器材費用の一部を助成します。購入前の申請が必要です。

●対象者

集合住宅管理組合等(総戸数10戸以上)

●助成要件

- 管理組合等が町会に加入している
- 新耐震基準を満たしている
- マンション管理組合登録制度(P18)に登録している
- 過去10年以内に本事業による補助金の交付を受けていない など

●対象資器材

エレベーターチェア、スタンドパイプ、可搬式消火ポンプ、リヤカー、AED、発電機、災害時用トイレ など
※食料品、飲料水は助成対象外

●助成金額

防災資器材購入費用の1/2、または助成限度額のいずれか少ない額

総戸数	助成限度額
10戸以上50戸未満	15万円
50戸以上100戸未満	30万円
100戸以上	45万円



集合住宅防災ハンドブック

問合せ 危機・災害対策課 TEL 03-5246-1092



地震や風水害に対する日頃の備えや自主防災組織の立ち上げ方法等について、集合住宅に特化した内容を掲載しています。

●配布場所

区役所10階危機・災害対策課、各区民事務所・区民事務所分室及び地区センター、生涯学習センター

共同住宅(マンション)向け省エネコンサルタント派遣

問合せ 環境課 TEL 03-5246-1281



区内の共同住宅の管理組合等へ、設備の運用改善や改修等をアドバイスする、省エネコンサルタントを無料で派遣します。また、現況調査により共同住宅ごとに省エネ提案書も作成し、結果報告します。

●対象

区内の共同住宅(主に管理組合)

●派遣の流れ

申請 → (約2週間後) 現況調査 → (約3週間後) 省エネ提案書を用いて結果報告

※その他、希望される場合は、管理組合の総会における事前説明会、及び総会において省エネ提案内容の説明・実施に向けてのアドバイスも行います

マンション省エネガイドブック

問合せ 環境課 Tel 03-5246-1281

マンションの主に共用部でできる省エネ対策を記載したガイドブックです。省エネ対策のほか、管理組合における合意形成の仕方等も掲載していますので、是非ご活用ください。

マンション省エネガイドブックは、環境課で配布しています。

東京都マンションポータルサイト

問合せ 東京都住宅政策本部 民間住宅部マンション課 Tel 03-5320-5004

マンションの適正な管理、及び老朽化したマンションの再生についての情報を発信しています。



●マンション管理に関すること

分譲マンションの修繕への助成やマンション管理アドバイザー制度など

●マンション耐震化に関すること

マンション耐震セミナーの開催など

●建替、改修、敷地売却に関すること

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.mansion-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/index.html>

分譲マンション総合相談窓口

問合せ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター Tel 03-6427-4900

マンションの管理、建替えや改修に関する相談窓口です。

詳しくは、ホームページをご覧ください。



遠くの親戚 より 近くの町会

町会は、皆さんが住む集合住宅を含む地域の清掃や防犯パトロール、防災訓練、イベントなどを通して、地域の安全安心を守っています。日頃から、地域の皆さんと顔の見えるお付き合いをすることで、災害発生時などの“いざ”という時に、お互いに助け合うこともできます。地域の皆さんとのつながりを深め、安心して暮らしやすい地域をつくりませんか？



詳しくは **区民課** Tel 03-5246-1122 へお問い合わせください。

V 環境に関する助成制度

住宅向け再生可能エネルギー機器等助成金制度

問合せ 環境課 Tel 03-5246-1281

戸建住宅や共同住宅に太陽光発電システム、家庭用蓄電池システム、家庭用燃料電池(エネファーム)、LED照明を導入する方に費用の一部を助成します。なお、LED照明については、共同住宅の共用部分のみ対象となります。導入前に手続きが必要です。



●助成金額

●太陽光発電システム(戸建住宅・共同住宅共用部)

出力1kWあたり5万円

上限20万円(戸建住宅)・上限50万円(共同住宅共用部)

●家庭用蓄電池システム

蓄電容量1kWhあたり1万円、上限10万円

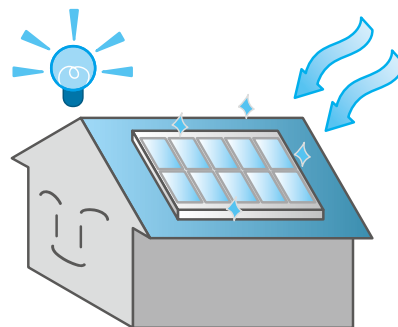
●家庭用燃料電池(エネファーム)

1台あたり14万円

●共同住宅共用部用LED照明(新築・増改築は対象外)

工事費用(税抜)×50%、上限75万円※

※令和6年度から令和8年度までの助成金額



高反射率塗料施工助成金制度

問合せ 環境課 Tel 03-5246-1281

屋上または屋根部(笠木、立上り含む)等に、高反射率塗料(遮熱塗料)を施工する方への助成制度です。工事前に手続きが必要です。



●助成金額

工事費用(税抜)×20%、上限15万円

窓・外壁等の断熱改修助成金制度

問合せ 環境課 Tel 03-5246-1281

既存の窓や外壁を断熱性能の高いものに改修する方への助成制度です。工事前に申請が必要です。



●助成金額

工事費用(税抜)×20%、上限15万円 ※新築・増改築は対象外

東京都既存住宅省エネ改修促進事業

問合せ クール・ネット東京 創エネ支援チーム Tel 03-6633-3822

住宅の省エネ診断、省エネ設計及び省エネ改修に対する補助を受けられる制度です。申請にあたっては、東京都ホームページから条件等を確認のうえ、担当窓口にご相談ください。

工事等契約・着工前の事前申込が必要です。

民間施設緑化推進助成制度

問合せ 環境課 Tel 03-5246-1323



新たに屋上緑化、壁面緑化、地先緑化及びベランダ緑化を行う方に対し、工事費の一部を助成します。必ず工事着工前に事前相談及び申請をしてください。

※この制度は、「台東区みどりの条例」の適用を受ける緑化面積等は対象外です。

※避難経路の妨げになる箇所、落下の足がかりになる箇所、管理規約等において設置が禁止されている箇所は対象外です。

●助成金額(複数の助成金を同時に受ける場合は、助成金の上限は合計で50万円)

(1) 屋上緑化(1㎡以上施工する場合)

- ①2万円×助成対象緑化面積(㎡)
- ②工事費(消費税除く)の1/2 (①と②のいずれか低い額、上限30万円)

(2) 壁面緑化(1㎡以上施工する場合)

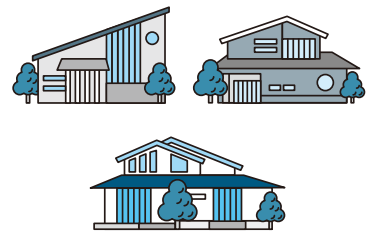
- ①5千円×助成対象緑化面積(㎡)
- ②工事費(消費税除く)の1/2 (①と②のいずれか低い額、上限15万円)

(3) 地先緑化(接道部分を1m以上施工する場合)

- ①1万円×助成対象緑化延長(m)
- ②工事費(消費税除く)の1/2 (①と②のいずれか低い額、上限10万円)

(4) ベランダ緑化(0.25㎡以上施工する場合)

- ①3万円×助成対象緑化面積(㎡)
- ②工事費(消費税除く)の1/2 (①と②のいずれか低い額、上限5万円)



プランター等設置助成制度

問合せ 環境課 Tel 03-5246-1323



花を植えるプランター等を設置される方に設置費用の一部を助成します。

個人のほか、法人、共同住宅管理組合等の申請も可能です。

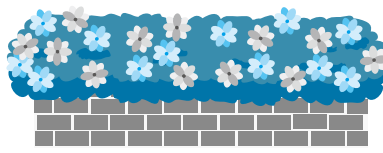
※必ずプランター等を設置する前に、ご相談ください。

●助成対象経費

- プランター及びハンギングバスケット(花を植える容器)、花壇(地植えなど)の設置経費
- 購入したプランター等に植える花苗代
- 花を植えるための土・肥料代

●助成金額

- ①3万円×プランター設置面積(㎡)
- ②プランター設置経費(消費税除く)の1/2 (①と②のいずれか低い額、上限5万円)



VI 住まいに関するその他の制度等

長期優良住宅認定制度

問合せ 建築課 Tel 03-5246-1334

長期優良住宅とは、耐久性や耐震性、維持保全の容易性等について一定の性能を確保する新築住宅等をいいます。認定を受けるには、工事着手前に申請が必要です。なお、認定された住宅を建てると税制上の優遇を受けることができます。

低炭素建築物認定制度

問合せ 建築課 Tel 03-5246-1334

低炭素建築物とは、低炭素化のための措置が講じられた建築物の新築等をいいます。認定を受けるには、工事着手前に申請が必要です。なお、認定された建築物を建てると税制上の優遇を受けることができます。

東京都こどもすくすく住宅認定制度

問合せ 東京都住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課 子育て支援住宅担当
Tel 03-5320-5011

居住者の安全性や家事のしやすさなどに配慮された住宅で、子育てを支援する施設やサービスの提供など、子育てしやすい環境づくりのための取組を行っている優良な住宅を東京都が認定する制度です。認定マークの活用や東京都ホームページによる公表等により認定物件を広くPRできます。



防災出前講座

問合せ 危機・災害対策課 Tel 03-5246-1092

町会やマンション、事業者等(区内在住または在勤の方)から、防災に関する講座を承ります。「地震・水害から身を守るには」、「家族との連絡方法について」など様々なテーマで、区の防災普及指導員が講師として講話を行います。



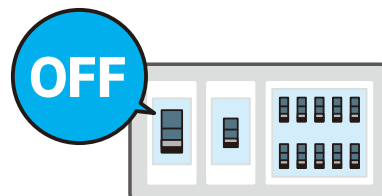
感震ブレーカー設置費助成制度

問合せ 危機・災害対策課 Tel 03-5246-1092

感震ブレーカーとは、震度5強以上の揺れを感知した場合に、ブレーカーやコンセント等への電気供給を自動的に止める器具で、地震による電気火災防止に効果的です。対象地域にお住まいの方に、感震ブレーカー設置費用の一部を助成します。



- **助成対象地域** 根岸3・4・5丁目、谷中2・3・5丁目、東浅草2丁目
日本堤1・2丁目、橋場2丁目
- **助成対象製品** 分電盤タイプ、コンセントタイプ
- **助成金額** 設置費用の2/3
上限5万円（新築予定の住宅は1万円）



住居確保給付金

問合せ 保護課 Tel 03-5246-1158

家賃補助

離職、自営業の廃止、やむを得ない収入の減少や休業等により経済的に困窮し、住まいを喪失又は喪失するおそれのある方を対象に、家賃に充てるための費用を支給し、住まいと就労機会の確保に向けた支援を行います。

●対象者

離職等の日から2年以内(要件にあてはまる場合は4年以内)、又はやむを得ない収入の減少や休業等の日において、その属する世帯の生計の主たる維持者であり、申請時の世帯の収入及び金融資産の合計が基準以下である方等

※受給中は決められた求職活動等を行う必要があります。

●支給額

単身世帯	53,700円(上限額)
2人世帯	64,000円(上限額)
3~5人世帯	69,800円(上限額)

※原則、不動産仲介業者又は大家等の口座に直接振込みます。

※6人以上の世帯については、お問い合わせください。



●支給期間

原則3か月、一定の要件により延長できる場合があります。

転居費用補助

同一世帯の方の死亡又は本人若しくは同一世帯の方の離職、休業等により経済的に困窮し、住まいを喪失又は喪失するおそれのある方を対象に、転居費用に充てるための費用を支給し、家計改善に向けた支援を行います。

●対象者

離職等により世帯の収入が著しく減少した日から2年以内であり、申請日において、その属する世帯の生計の主たる維持者で、申請時の世帯の収入及び金融資産の合計が基準以下である方等

※家計改善支援において、転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められることが必要です。

●支給額

単身世帯	279,200円(上限額)
2人世帯	300,000円(上限額)
3人世帯	324,000円(上限額)
4人世帯	344,000円(上限額)
5人世帯	364,000円(上限額)

※台東区内で転居する場合の上限額

※6人以上の世帯については、お問い合わせください。



●支給対象経費

転居先への家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)、ハウスクリーニング等の原状回復費用(転居前の住宅に係る費用を含む)、鍵交換費用

マイホーム借上げ制度

問合せ 一般社団法人 移住・住みかえ支援機構 (JTI) Tel 03-5211-0757

原則、50歳以上の方の所有するあき家となった住宅を、JTIが借上げ、主として子育て世帯等に転貸する制度です。詳しくは、ホームページ等をご確認ください。



住宅性能表示制度

問合せ 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するためつくられた制度です。

住宅の性能(構造耐力、省エネルギー性、遮音性等)について、共通のルール(表示の方法、評価の方法の基準)を設け、住宅の性能比較を容易にするとともに、住宅の性能に関する評価を客観的に行う第三者機関を整備し、評価の信頼を図ります。



安心R住宅

問合せ 国土交通省 住宅局 住宅瑕疵担保対策担当 Tel 03-5253-8111 (代)


既存住宅の流通促進にむけて、耐震性があり、インスペクション(建物状況調査等)が行われた住宅に対し、国の関与のもとで事業者団体が「安心R住宅」のロゴマークを付与しています。

安心R住宅は、「安心」「きれい」「わかりやすい」の要件をもうけているため、消費者が「住みたい」「買いたい」と思える既存住宅の目印となります。



Ⅶ 相談窓口一覧

■ 台東区の相談窓口



相談の種類	内容	相談日時	問合せ
一般区民相談	一般的な質問・相談、相談先が分からない場合の案内など	月～金曜日 (祝日、12/29 から 1/3 を除く) 8時 30 分～17 時	区民相談室 TEL 03-5246-1025 
法律相談	相続・離婚・成年後見・金銭貸借・商事・借地借家など	月・水・金曜日 (祝日、12/29 から 1/3 を除く) 13 時～16 時(予約制) 相談日の1週間前の9時から 電話で予約受付	
司法書士による法律相談	相続・遺言・成年後見・借金返済・会社法務・借地借家問題・少額訴訟・土地建物の売買・贈与・担保の登記など	第1・3火曜日 13 時～16 時(予約優先) 第4木曜日 9 時～12 時(予約優先) (祝日、12/29 から 1/3 を除く) 相談日の1週間前の9時から 電話またはオンラインで予約受付	
不動産相談	不動産(宅地・建物)の売買・賃貸・管理等の相談	第2・4火曜日 (祝日、12/29 から 1/3 を除く) 13 時～16 時(予約優先) 相談日の1週間前の9時から 電話またはオンラインで予約受付	
測量・登記相談	土地の境界確認に伴う調査測量・分筆・地目変更、新築・増築した建物の登記申請・不動産の表示登記	第2・4火曜日 (祝日、12/29 から 1/3 を除く) 13 時～16 時(予約優先) 相談日の1週間前の9時から 電話またはオンラインで予約受付	
住居の衛生相談	住まいのダニアレルギー調査、ダニ、結露、住まいで発生する害虫等に関すること	月～金曜日 (祝日、12/29 から 1/3 を除く) 8時 30 分～17 時	生活衛生課 TEL 03-3847-9455



■ 台東区の相談窓口

相談の種類	内 容	相 談 日 時	問 合 せ
空き家に関する 総合相談窓口	空き家の管理、処分、利活用、相 続手続き等	年4回程度 13時～16時 日程はお問い合わせください	住宅課 TEL 03-5246-1468
無料建築相談	家の建替え、修繕、耐震診断をは じめ建物の共同化等、建築に関する こと	年4回程度 13時～16時 日程はお問い合わせください	
住宅確保 要配慮者向けの 入居相談窓口	高齢者、障害者、ひとり親世帯を 対象とした民間賃貸住宅のお部屋 探しに関すること	月～金曜日(予約優先) (祝日、12/29から1/3を除く) 8時30分～17時	
マンション よろず相談室	マンションの日常生活におけるトラ ブル・管理・修繕等に関すること	年6回(予約制) 13時30分～16時15分 日程はお問い合わせください (P16も参照)	住宅課 TEL 03-5246-9028
中高層建築物に 係る建築調整	建築工事による日照障害、プライバ シー侵害、電波障害、工事中の騒 音等の紛争の予防と調整	月～金曜日 (祝日、12/29から1/3を除く) 8時30分～17時	住宅課 TEL 03-5246-1217
消費生活に 関する相談	消費者トラブル全般に関する相談	月～金曜日 (祝日、12/29から1/3を除く) 9時～16時	台東区消費生活 センター TEL 03-5246-1133 
女性弁護士による 女性のための 法律相談	離婚・親権・養育費・相続・財産分 与・ハラスメント・消費者被害・近 隣トラブルなど法律全般	予約制 第1土曜日 13時～16時 第2水曜日 13時～16時 第3木曜日 10時～13時 第4木曜日 16時～19時	男女平等推進プラザ はばたき21相談室 TEL 03-5246-5819 (日、第1・3・5月曜日(祝日の 場合は翌平日)12/29から 1/3を除く) 

■ その他の相談窓口

相談の種類	内 容	相 談 日 時	問 合 せ
不動産相談	賃貸住宅に関する相談、不動産取引の事前相談	月～金曜日 (祝日、12/29 から 1/3 を除く) (電話相談) 9時～17時 30分 (面談相談・要予約) 10時～12時、13時～16時 ※面談は相談日の1週間前から電話で予約受付 ※面談時間は 30分	東京都住宅政策本部 不動産課 都庁第2本庁舎3階 賃貸ホットライン TEL 03-5320-4958 
	不動産取引(売買・賃貸)のうち、宅地建物取引業法の規制対象となる内容についての相談	月～金曜日 (祝日、12/29 から 1/3 を除く) (電話相談) 9時～17時 30分 (面談相談・要予約) 10時～12時、13時～16時 ※面談は相談日の1週間前から電話で予約受付 ※面談時間は30分程度	東京都住宅政策本部 不動産課 都庁第2本庁舎3階 指導相談担当 TEL 03-5320-5071 
	不動産取引紛争等の民事上の法律相談 (弁護士等による面談)	相談日時 【予約】 電話で受付 月～金曜日9時～17時30分 (祝日、12/29 から 1/3 を除く) 【相談時間】 月～金曜日13時～16時 (祝日、12/29 から 1/3 を除く)	東京都住宅政策本部 不動産課 都庁第2本庁舎3階 東京都不動産取引 特別相談室 TEL 03-5320-5015 
住まいのダイヤル	住宅の取得やリフォームなど、住まいに関する様々な相談	月～金曜日(祝日、年末年始を除く) (電話相談のみ) 10時～17時	公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター TEL 03-3556-5147
消費生活に関する相談	消費者トラブル全般に関する相談 (不動産含む)	月～土曜日(日曜日、祝日、12/29 から 1/3 を除く) 9時～17時 (電話または面談相談・予約不要) (聴覚障害者の方向けのメール相談有) https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/sodan.html	東京都消費生活総合センター 新宿区神楽河岸 1-1 飯田橋セントラルプラザ 16階 TEL 03-3235-1155



MEMO

A large rectangular area with rounded corners, outlined in blue, containing 25 horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A large rectangular area with rounded corners, outlined in blue. It contains 25 horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A large rectangular area with rounded corners, outlined in blue, containing 25 horizontal dotted lines for writing.

- 内容が変更になる場合がありますので、ご了承ください。
- 本ガイドブックに掲載している事業の他にも、国や東京都、その他の機関の支援事業がある場合があります。必要に応じ、それぞれの機関のホームページ等でご確認ください。
- 本書は「台東区カラーユニバーサルデザインガイドライン」に基づき、より多くの人に見やすく、読みやすいような色使いを心がけております。また、多くの人に読みやすくなるようにデザインされた書体である「ユニバーサルデザインフォント」を使用しています。

住宅総合ガイドブック

令和 8 年 3 月発行 令和7年度登録第 90 号

台東区 都市づくり部住宅課

〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6

TEL 03-5246-1367

